

平成 2 8 年度税制改正に向けた地方税制の主な課題

- 消費税率（国・地方）10%段階における地方法人課税の偏在是正
- 消費税率（国・地方）10%段階における車体課税の見直し
- 法人税改革
- 軽減税率制度
- 地方の地球温暖化対策のための財源の確保
- 償却資産に係る固定資産税
- ゴルフ場利用税

地方法人課税の偏在是正について

【平成26年度与党税制改正大綱】

[消費税率8%段階]

- 地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人住民税法人税割の一部を地方交付税原資化

1. 法人住民税法人税割の税率の改正

[]:制限税率

(都道府県分) 5.0% [6.0%] → 3.2% (△1.8%) [4.2%]
(市町村分) 12.3% [14.7%] → 9.7% (△2.6%) [12.1%]

2. 地方法人税の創設

- ・ 法人住民税法人税割の引下げ分を規模とする国税(国が賦課徴収)
- ・ 法人税額を課税標準とし、税率は4.4%(法人住民税の税率引下げ分相当)
- ・ 税収全額を交付税特会に直接繰り入れ、地方交付税原資化

- 偏在是正により生じる財源(不交付団体の減少分)を活用して地方財政計画に歳出を計上
- 地方法人特別税の規模を1/3縮小し、法人事業税に復元

[消費税率10%段階]

- 消費税率10%段階においては、法人住民税法人税割の地方交付税原資化をさらに進める。また、地方法人特別税・譲与税を廃止するとともに現行制度の意義や効果を踏まえて他の偏在是正措置を講ずるなど、関係する制度について幅広く検討を行う。

【平成27年度与党税制改正大綱】

- 平成26年度与党税制改正大綱における消費税率10%段階の地方法人課税の偏在是正については、平成28年度以後の税制改正において具体的な結論を得る。

第二 平成28年度地方税制改正等への対応

1 地方法人課税の偏在是正

（3）消費税率（国・地方）10%段階の措置

消費税率（国・地方）10%段階の措置に関しては、当審議会として、これまで関係団体等から広く意見を聞きながら検討を行い、論点を確認してきた。

消費税率（国・地方）10%段階においては、8%段階と同様に、法人住民税法人税割の地方交付税原資化をさらに進めるべきである。

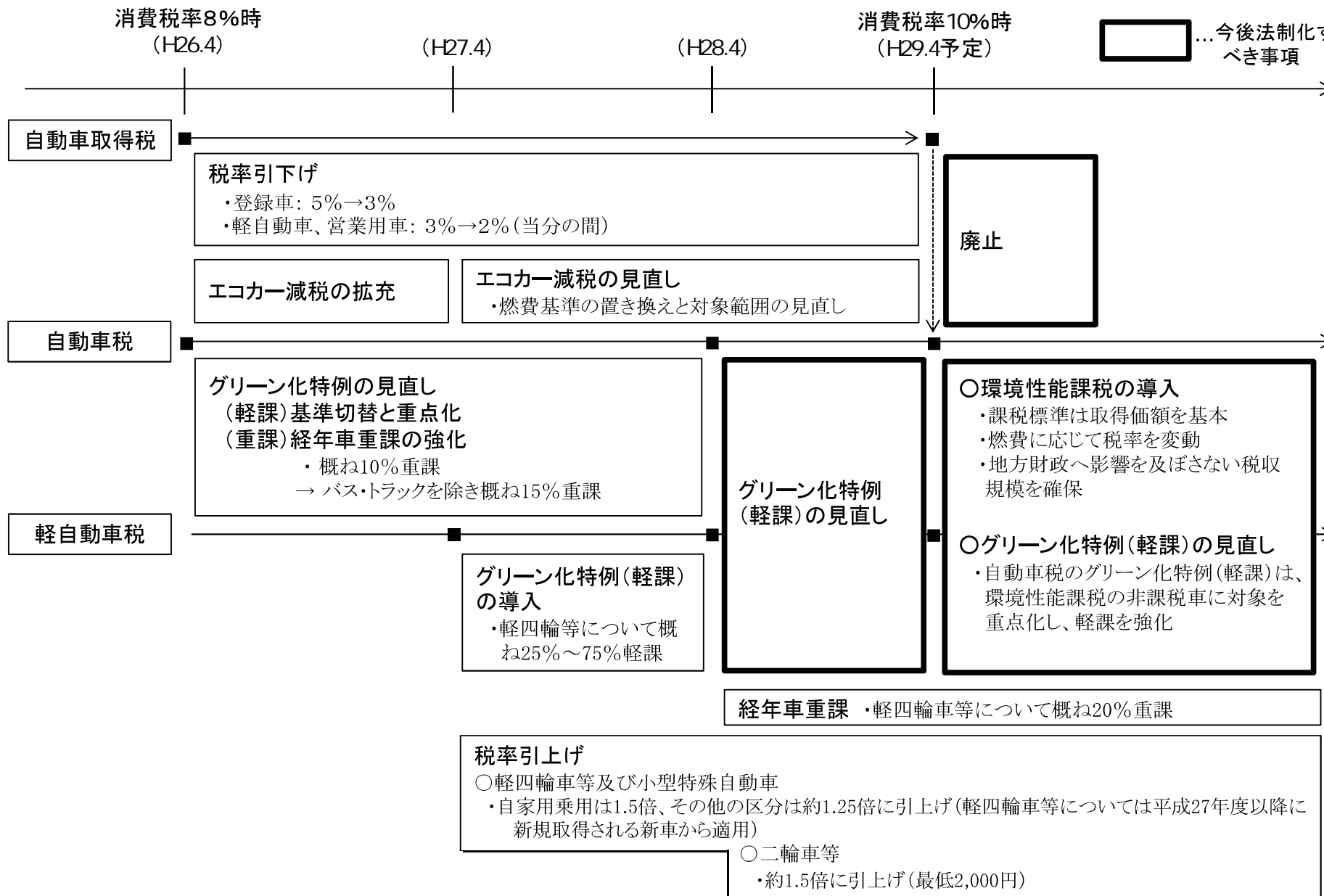
また、地方法人特別税・譲与税制度については、異例の暫定措置であることから、廃止の上、法人事業税に復元することを基本に検討すべきである。その際には、地方法人特別税・譲与税制度と同様の偏在是正効果を有する他の措置を講じ、地域間の税源偏在が拡大しないようにすべきである。

その際、市町村間における税源の偏在と財政力の格差が都道府県より大きいこと、地方法人特別税・譲与税制度による都道府県間の偏在是正措置は、それによって生じる財源を活用して、歳出の特別枠が創設されるなど、市町村にもメリットがあることを踏まえ、地方法人特別税・譲与税制度に代わる他の偏在是正措置については、都道府県・市町村双方が取り組むことが妥当である。

車体課税見直しのスケジュール

... 法令で決定済みの事項

... 今後法制化すべき事項



車体課税における今後の課題

課 題	与党税制改正大綱
① 消費税率10%引上げ時における自動車取得税の廃止等及び自動車税・軽自動車税における環境性能割の導入	<p>【26年度大綱】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 自動車取得税は、消費税率10%への引上げ時に廃止する。 ○ 消費税率10%段階において、自動車取得税のグリーン化機能を維持・強化する環境性能課税（環境性能割）を、自動車税の取得時の課税として実施する（税率0～3%）。 <p>【27年度大綱】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成26年度与党税制改正大綱等における消費税率10%段階の車体課税の見直しについては、平成28年度以後の税制改正において具体的な結論を得る。 ○ 自動車税・軽自動車税における環境性能割の導入の際に自動車税のグリーン化特例（軽課）とあわせて見直す。
② 自動車税・軽自動車税におけるグリーン化特例の見直し (平成29年度以降 ＝環境性能割導入時)	<p>【26年度大綱】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 環境性能割を補完する趣旨を明確化し、環境性能割非課税の自動車に対象を重点化した上で、軽課を強化する。 <p>【27年度大綱】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成26年度与党税制改正大綱等における消費税率10%段階の車体課税の見直しについては、平成28年度以後の税制改正において具体的な結論を得る。 ○ 自動車税・軽自動車税における環境性能割の導入の際に自動車税のグリーン化特例（軽課）とあわせて見直す。
③ 自動車税・軽自動車税におけるグリーン化特例の見直し (平成28年度 ＝環境性能割導入前)	<p>(大綱に直接の記載なし)</p> <p>自動車税・軽自動車税のグリーン化特例（軽課）は平成27年度で適用期限切れとなるため、上記②の見直しが行われるまでの1年間について、グリーン化特例の見直しを行う必要。</p>

※ 27年度与党税制改正大綱では、「消費税率10%段階の車体課税の見直しにおいては、税制抜本改革法第7条に沿いつつ、自動車をめぐるグローバルな環境や課税のバランス、自動車に係る行政サービス等を踏まえた議論を行う。」とされている。

環境性能課税導入に係る実務上の課題について

○地方団体の認識：環境性能課税の導入について平成29年度税制改正で対応する場合、システム改修等を平成29年4月に間に合わせることは不可能(地方団体からのヒアリング結果)。

→ ・OSS(※)によるディーラーの登録手続き等ができなくなり、車検証やナンバープレートの交付に支障が生じる。

・特に自動車登録台数の多い都道府県においては、実務上処理が困難。

※OSS(自動車保有関係手続きのワンストップサービス)とは、自動車の運行に必要な行政手続(保管場所証明、検査登録、自動車二税納付)を、インターネットを通じてワンストップでできる仕組み

○システム改修の他にも、地方団体が以下のような無理な対応をせざるを得ない状況。

- ・新たな税の仕組みに関する条例について、議会審議を経ずに専決処分せざるを得ない。
- ・納税者への周知広報を法律や条例の成立前から実施せざるを得ない。

【参考】 舛添要一東京都知事会見(平成27年11月20日(金))(抄)

(環境性能課税の内容を決定する時期に関する記者からの質問に対して)

「自治体にとってですね、じゃあやれって言ったときに、あの、税に関する条例の改正もしないといけないし、何よりシステム開発に相当時間がかかるんですね。それから皆さん方に周知徹底しないとイケませんから、29年の4月の実施ということをおやりになるならですね、今年の税制改正でやらなきゃ間に合わないと思うんです。」

※ この他に、以下の都道府県知事が記者会見の場で同様の趣旨を発言している。

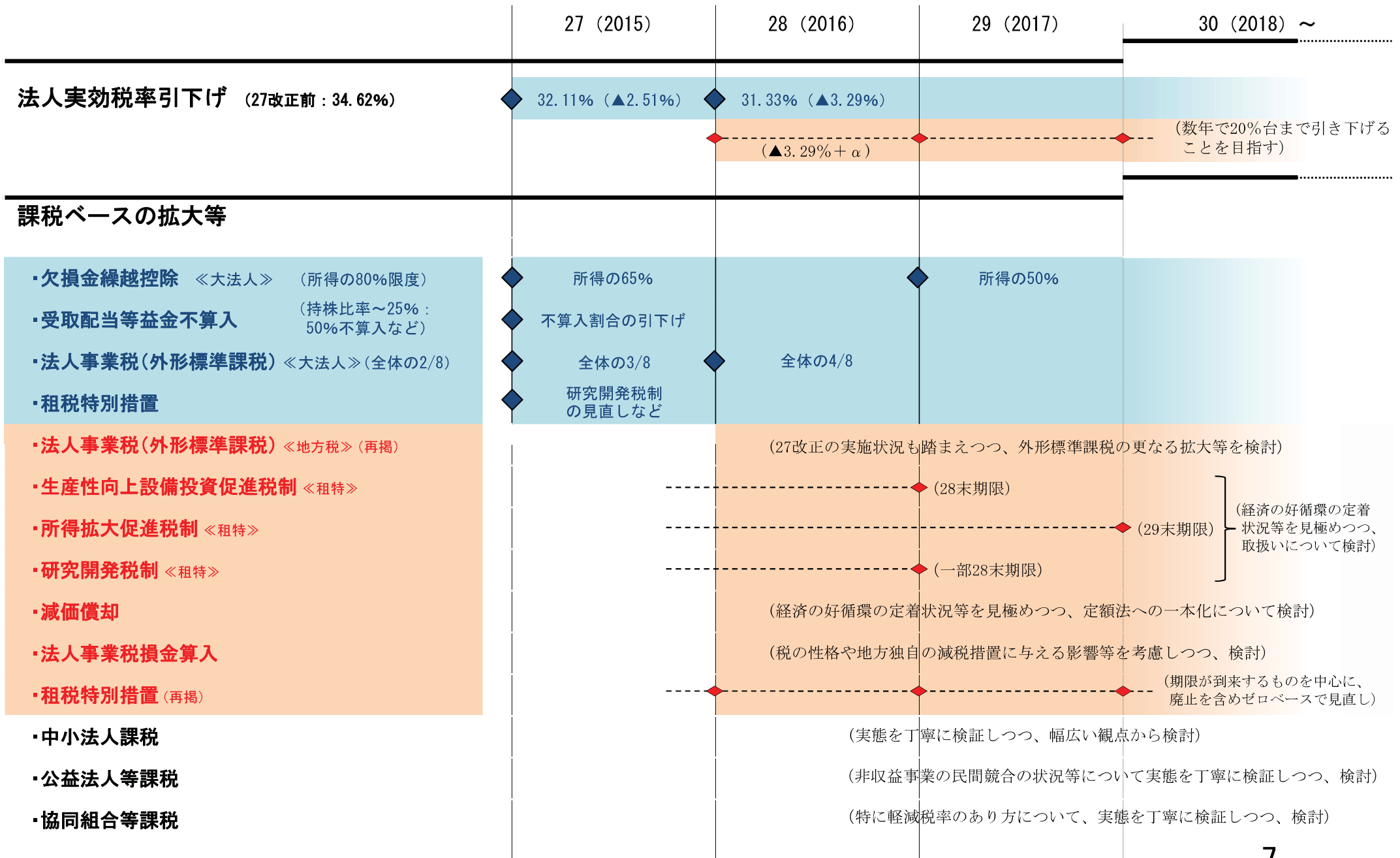
井戸兵庫県知事、佐竹秋田県知事(11/24)、平井鳥取県知事(11/25)、高橋北海道知事、阿部長野県知事、後藤山梨県知事(11/26)

◆ 過去の新たな税の仕組みの導入に際しても、一定の準備期間を確保

平成13年度税制改正 自動車税のグリーン化特例 平成14年度課税分から実施

平成26年度税制改正 軽自動車税の経年車重課 平成28年度課税分から実施

与党税制改正大綱（26年12月30日）に示された法人税改革の枠組み（イメージ）



平成27年度税制改正大綱（外形標準課税関係部分抜粋）

平成26年12月30日
自由民主党
公明党

第一 平成27年度税制改正の基本的考え方

I デフレ脱却・経済再生に向けた税制措置

1 成長志向に重点を置いた法人税改革

(2) 改革の枠組み

平成27年度を初年度とし、以後数年で、法人実効税率を20%台まで引き下げることを目指す。その際、2020年度の基礎的財政収支黒字化目標との整合性を確保するため、制度改正を通じた課税ベースの拡大等により、恒久財源をしっかりと確保する。

税率引下げと課税ベースの拡大等の改革は、大きく分けて2段階で進めることとし、以下のとおり取り組む。

① 第1段階として、平成27年度税制改正において、欠損金繰越控除の見直し、受取配当等益金不算入の見直し、法人事業税の外形標準課税の拡大、租税特別措置の見直しを行う。これらの改革に当たっては、地域経済を支える中小法人への影響に配慮して、大法人を中心に改革を行う。また、賃上げへの配慮措置や地域で雇用を支える中堅企業の負担増の軽減措置、改革を段階的に実施する等の激変緩和措置も講ずる。（後段略）

② 第2段階として、平成28年度税制改正においても、課税ベースの拡大等により財源を確保して、平成28年度における税率引下げ幅の更なる上乘せを図る。さらに、その後の年度の税制改正においても、引き続き、法人実効税率を20%台まで引き下げることを目指して、改革を継続する。このため、以下をはじめとして、幅広く検討を行う。

イ 大法人向けの法人事業税の外形標準課税の更なる拡大に向けて、平成27年度税制改正の実施状況も踏まえつつ、引き続き検討を行う。その際、分割基準や資本割の課税標準のあり方等について検討する。あわせて、外形標準課税の適用対象法人のあり方についても、地域経済・企業経営への影響も踏まえながら引き続き慎重に検討を行う。

消費税（国・地方）の配分について

	～平成26年3月31日	平成26年4月1日～	平成29年4月1日～
消費税(A)+ 地方消費税(B)	5%	8%	10%
消費税(A)	4%	6.3%	7.8%
うち交付税分 (α)	1.18% (法定率29.5%)	1.40% (法定率22.3%)	1.52% (法定率19.5%)
地方消費税(B)	1% 〔消費税額の 100分の25〕	1.7% 〔消費税額の 63分の17〕	2.2% 〔消費税額の 78分の22〕
地方分合計 (α)+(B)	2.18%	3.10%	3.72%

森林吸収源対策及び地方の地球温暖化対策に関する財源確保の経緯

年度	税制改正等	政府の動き等
平成16年度	<p>【17年度大綱: 検討事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「いわゆる環境税については、必要に応じ、そのあるべき姿について早急に検討する。」（以後毎年度「検討事項」に記述。） 	<ul style="list-style-type: none"> 京都議定書の発効を見込み、環境省が環境税（地球温暖化対策税）の創設を要望。（以後継続して要望。）
平成23年度	<p>【24年度大綱】</p> <ul style="list-style-type: none"> 石油石炭税（国税）に地球温暖化対策のための税率の特例措置（いわゆる「地球温暖化対策のための税」）の創設を決定。 →24年10月から段階的に実施 <p>※税収の用途はCO2排出抑制対策に限定され、森林吸収源対策及びCO2排出抑制対策を含む地方財源の確保は検討事項にとどまる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 全国町村会等から「石油石炭税の上乗せ分の一部譲与」について要望。（以後継続して要望。）
平成24年度	<p>【25年度大綱: 検討事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「森林吸収源対策及び地方の地球温暖化対策に関する財源の確保について早急に総合的な検討を行う。」 	<ul style="list-style-type: none"> 税制抜本改革法に「森林吸収源対策及び地方の地球温暖化対策に関する財源確保について検討する。」と規定。
平成25年度	<p>【26年度大綱: 検討事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「新たな仕組みについて専門の検討チームを設置し早急に総合的な検討を行う。」 <p>→ 自民党政調会長の下に「森林吸収源対策等に関する財源確保についての新たな仕組みの専門検討PT」設置。（26年3月設置、6月中間とりまとめ、12月中間とりまとめ改訂。）</p>	<ul style="list-style-type: none"> 環境大臣が、2020年度に2005年度比3.8%減の削減目標を表明。
平成26年度	<p>【27年度大綱: 検討事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「森林吸収源対策及び地方の地球温暖化対策に関する財源の確保について、財政面での対応、森林整備等に要する費用を国民全体で負担する措置等、新たな仕組みの導入に関し、森林整備等に係る受益と負担の関係に留意しつつ、COP21に向けた2020年以降の温室効果ガス削減目標の設定までに具体的な姿について結論を得る。」 	
平成27年度		<ul style="list-style-type: none"> 日本の約束草案を国連事務局へ提出。約束草案では、2030年度に2013年度比26%減の削減目標。